

秦の隸屬身分とその起源

——隸臣妾問題に寄せて——

榎山 明

【要約】 《睡虎地秦墓竹簡》に見える「隸臣妾」とは、従來說かれてきたような官奴婢を表わす身分でも、また単なる勞役刑徒でもない。それは、戦国社会に階級分化の結果として析出されてきた私奴婢、すなわち「臣妾」を前提として秦國で設定された法的身分であり、具体的には「隸臣妾」と同様、爵制秩序から排除されるところに、その刑罰としての効果があった。従って「隸臣妾」刑とは、身分刑・名誉刑の範疇でとらえるべき刑罰であり、その性格上、戦國を遡る時代に存在を認めることはできない、まさに戦國秦にして初めて生まれ得た刑罰であった。しかしながら、それは一方で終身刑たることを原則とし、同様に刑期の設けられていない勞役刑と共に、秦の刑罰の一つの特色となっている。

史林 六五卷六号 一九八二年十一月

一 はじめに

本稿は、睡虎地出土秦律の歴史的位置を探る試みの一環である。筆者は先に、法治の起源を求めて春秋期の軍秩序に検討を加え、一つの試案を発表したが、^①今回は対象を絞り、《睡虎地秦墓竹簡》（以下《秦簡》と略称）に現われる隸屬身分に注目して、その秦における法的意味と起源とを考えたい。

ここに言う隸屬身分とは、具体的には臣妾・隸臣妾と呼ばれるものを指す。《秦簡》に現われる隸屬身分には右の他に、城旦を始めとする勞役刑徒や「僕」「養」などの呼称をもつ僕役者をあげることができるが、前二者を検討する中で副次

的にふれるに止めた。労役刑に関しては既にいくつかの論考が提出されているからである。^②

本稿の主題の一つとなる隸臣妾に関しては、『漢書』刑法志ほか数箇所に散見するのみで、そのため沈家本のように秦代に存在したことを疑問視する見解も出されていた(『歴代刑法分攷』巻11)。《秦簡》の発見は、この沈説を覆し、むしろ秦にこそ盛行していた刑罰であることを明らかにしたが、その性格規定については依然として不明な点が多い。中国の学界においても、官奴婢説^③と刑徒説^④とが対立していること、周知の如くである。小論でも当然この問題を避けて通るわけにはゆかず、不十分な形ではあるが私なりの試論を示してみたいと思う。

なお《秦簡》の引用にあたっては、

《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八一年

睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九七八年

の二著に依り、前者の卷末写真に付された原簡通し番号と後者(以下、注釈本と呼ぶ)の釈文ページとを並記した。個々の条文の解釈にあたっては、特に注記しない限り注釈本に従った。困難な判読・注釈の作業にあたられた整理小組の労を多としたい。

① 初山一九八〇。

② 黄一九八〇、劉一九八一。なお富谷未刊稿もこの問題を扱われる予定である。

③ 黄一九八〇、高敏一九八一、宮・宋一九八二など。

④ 林一九八〇。

二 《秦簡》にみえる臣妾と隸臣妾

最初に隸臣妾について考える。浜口重国氏の研究に従えば、漢・文帝の改革以後の隸臣妾刑は刑期三年の労役刑であるという。刑期については後述するが、《秦簡》に現われる隸臣妾についても「之を殺さば、完して城旦と為せ。之を傷つ

ければ、耐して隸臣と為せ」（法律答問〈494, p. 204）とある如く城旦刑と並称されていることからみて、一個の刑罰名たることに変りはない。従って、被刑者は何よりもまず刑徒として捉えられるべきであること、論をまたない。では、漢代と同じく一種の労役刑なのであろうか。そうは考え難いと私は思う。一例を示そう。

隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不從事、勿粟。……（隸臣妾の、官府で服役している者は、隸臣は月ごとに禾二石、隸妾は一石半を支給せよ。服役していない者には支給してはならぬ。）〈倉律〉116-119, p. 49

明らかに彼等は、公の労役に服する期間のみ官からの食糧支給を受けている。逆に言えば、「從事せざる」隸臣妾には支給がなく、彼等は自活しなければならぬと考えられよう。あるいは次のような例もある。

更隸妾節（即）有急事、總冗、以律粟食。不急、勿總。倉（更隸妾は、もし急な用事があれば一箇所に集合させ、律の規定に従って食を支給せよ。急な用事でなければ集合させてはならぬ。）〈倉律〉121, pp. 50-51

「更」を「輪番交代」、「總冗」を「集合」と釈することには若干疑問があるように思われるが、一応注釈本に従い右のよりに訳しておいた。この解釈によれば、隸妾は「總」されぬ限り粟食にあずからなかったことになる。以上の点や隸臣に妻子ある例（法律答問〈544, p. 205 後述）などを根拠として高恒氏やフルスウエ（A. F. Hulsewé）氏は、隸臣妾は経済的に自立していたのであろうと推定しておられるが、^④おそらく正しい見解と言えよう。そして、さらに注目されるのは、「公事」なり「總冗」なりがあって初めて、隸臣妾が労役に従っていることである。これは隸臣妾刑が労役従事を必ずしも絶対条件としない刑罰であることを表わすのではあるまいか。労役刑とみることへの疑問その一である。

次に、その現われ方にも特徴がある。すなわち、先に引いた「隸臣妾其從事公」をはじめ、「隸臣田者」（倉律〈118, p. 49）「免隸臣妾、隸臣妾垣及為它事與垣等者」（倉律〈126, p. 53）「工隸臣」（軍爵律〈223, p. 93）「隸臣將城旦」（法律答問〈486, p. 201）「隸臣妾繫城旦春」（法律答問〈502, p. 208）「牢隸臣」（封診式〈631, p. 263 ほか）など、従事する労役が殊更に並記されることが、他の刑徒に比べて格段に多いのである。むしろ《秦簡》には、

隸臣・下吏・城旦、與工從事者冬作、爲矢程、賦之三日而當夏二日。(隸臣・下吏・城旦の、工人と共に生産に従事する者の冬期の勞働は、その規定を弛めて、三日のうち二日に相當する產品を納めることにする。)《工人程》175, p. 73

という例があり、「工城旦」の存在が示唆されているが、隸臣の場合その並記される労役の種類が、各級にわたり余りに広すぎるように思われるのである。この現象を漢代の隸臣妾刑からの類推によって、その刑役が雑多なためであると説明するむきもあろう。だが、労役刑とは本来、従事すべき中心的な職役が定まっているべきであり、そこに刑としての意味もあるのではなからうか。労役名と並記されて初めて具体性をもつ《秦簡》の隸臣妾刑は、あるいは労役刑と異った原理に基づく刑罰なのではあるまいか。疑問その二である。

では、それは何如なる性格をもつ刑罰なのか。次の一例に注目したい。

女子爲隸臣妻、有子焉。今隸臣死、女子北其子、以爲非隸臣子毆(也)。問女子論可(何)毆(也)。或隸顏頰爲隸妾、或曰完、完之當毆(也)。(女子に隸臣の妻となっている者があり、子供がいた。いま隸臣が死に、女子がその子を分家させて隸臣の子ではないとしたとする。問う、この女子はどう處断すべきか——一説に頰と頰に隸して隸妾となせと言ひ、一説に完(して隸妾となせ)と言ひ。完のほうが妥當である。)《法律答問》544, p. 225

ここに見られるように、隸臣には妻子があり、自立した家計を営んでいたように思われる。だが、それ以上に重要なのは、父が隸臣であれば、たとえ妻が「自由」人であっても、子には父の隸臣身分が継承される場合があったらしいことを、この条文が語っている点である。これは労役刑ではあり得ない。ひとたび科刑されたならば、その身分が時として子に承継される類の、むしろ身分の貶黜こそ効果を認める刑罰、それが隸臣妾刑なのであろう。《秦簡》には

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。軍爵(爵二級ぶんを返還して實の父母で隸臣妾となっている者一人を贖わんとするもの、および隸臣が斬首の功により公士の爵を返還して現に隸妾となっている妻一人を贖わんとするものとは、これを許し、免じて庶人と爲せ。工隸臣で斬首の功あったもの、および他人が彼のために斬首して贖ってやったものとは、みな工たらしめよ。

もし身體に缺損があるならば、隱官工となせ。〔軍爵律〕222-223, p. 93

とあるのを始め、隸臣妾に關しては特にいくつかの贖身規定が設けられているが、これも勞役からの放免を意味するのではなく、本質は身分の上昇・回復にあるとみるべきではなからうか。疑問その三である。

以上、簡単ではあるが、《秦簡》の隸臣妾刑を勞役刑と考えることに對して、三つの疑問を提示してみた。右の疑問がもし妥当なものであるならば、秦の隸臣妾刑は漢代と異なり、勞役刑とは捉えられないことになる。では、それは何か。敢て規定するならば、〃身分刑ないし〃名譽刑とするより他はないと考える。すなわち、罪なき一般庶人よりも身分を一段落とす、もしくは、一般庶人の形成する秩序から排除する、といった効果を伴う刑罰である。こう考えれば、先の疑問も解けるのではないだろうか。なお、《秦簡》にはこのほか、

戰死事不出（屈）、論其後。有（又）後餐不死、奪後爵、除伍人。不死者歸、以爲隸臣。寇降、以爲隸臣。〔戰いに命を失っても敵に屈しなければ、軍功爵をその子に賜與する。もし戰死していないことが發覺したら、その子の爵を奪い、伍人にも懲罪が及ぶ。戰死しなかった當人が歸つて來れば、もつて隸臣と爲す。敵兵の投降者も隸臣と爲す。〕《秦律雜抄》365-366, p. 146

とある如く、敗走者や敵兵もまた隸臣となす規定がある。この一節は、しばしば隸臣妾〃官奴婢説の論拠となつているけれども、敗走者や敵兵の投降者を一般庶人の枠外に排除する意図によるものと考えて、何ら不都合はないように思う。隸臣妾刑が身分刑・名譽刑であり、隸臣妾とはその結果生じた一刑徒身分であること、この点をまず確認しておきたい。^⑨

次は臣妾である。それは時に「奴妾」とも呼ばれるが、すでに林劍鳴氏が指摘した如く、隸臣妾とは全く別個の存在であり、両者を混同して論じることが避けねばならない。では、臣妾とは何か。まず

丁未生、不吉。貧爲人臣。〔丁未の日生まれの子は不吉。貧窮して人臣と爲るであらう。〕《日書》〔二〕39

とある如く、それは貧困ゆえ生じた身分である。具体的には

可（何）謂家學。〔父子同居、殺傷父臣妾・畜産及盜之、父已死、或告、勿聽。是胃（謂）家學。〔何を「家罪」と謂うのか——

父と子が同居しており、子が父の臣妾・家畜を殺傷したり盗んだりした。父の死後、誰かがそれを告訴したとしても、受理してはならない。これを「家罪」と謂う。」〔法律答問〕478, pp. 197-198

とあるように、主人(右の場合は「家父」)の家産の一部として位置づけられ、主家の経営内に取り込まれた——換言すれば自己の経営を喪失した——人間を謂う。その労働の内容について《秦簡》は多く言及しないけれども、「臣」の場合おそらくは田作が中心になったものと思われる。《秦簡》に「告臣」と題する爰書例があり、

某里士五(伍) 甲縛詣男子丙、告曰、丙、甲臣、橋(驕)悍、不田作、不聽甲令。謁買(賈)公、斬以爲城旦、受買(價)錢。……(某里の士伍の甲が男子の丙を縛ってやって来て告訴して言うに、「丙は甲の臣であります、驕慢亂暴で田作をせず、甲の命令もききません。」「この上は」彼を官府に賣って斬止(?)して城旦の勞役に従わせ、そのぶんの代金をいただきたく存じます」と。)

とみえるのは、その例である。いずれにせよ彼等は家産の一部であるから、主人の「令」に服従することが求められ、子が父母に対するのと同様、主人に対して対等の法的権利は認められていなかった。

子告父母、臣妾告主、非公室告、勿聽。●可(何)謂非公室告。●主擅殺刑髡其子・臣妾、是謂非公室告、勿聽。而行告、告者舉告(著)舉已行、它人有(又)襲其告之、亦不當聽。(子が父母を告訴し、臣妾が主人を告訴することは「公室告」ではない。訴えを受理してはならぬ。何を「公室告ではない」と謂うのか——主人が擅(勝手)に、その子や臣妾を殺したり刑したり髪を剃ったりすることを「公室告ではない」と謂い、訴えを受理してはならぬのである。なおも告訴するようなことがあれば、訴えた者が罪となる。訴えた者が既に處罰され、そのうえ他の者が更に續けて告訴したとしても、やはり受理するにはあたらない。)

474-475, p. 196

右に明らかなように、たとえ主人から私刑を受けたとしても、それを告訴することは「公室告」つまり公的に受理すべき提訴としては認められなかったのである。

かかる臣妾の地位は、次に列挙する《日書》の文言から何よりもよく窺うことができる。

毋以午出入臣妾馬、是胃(謂)并亡。(午の日に臣妾や馬を出し入れしてはならぬ。これを「并亡」と謂う。)〈日書(卽)〉837
 毋以申出入臣妾馬牛貨材、是胃(謂)□□□□。(申の日に臣妾・馬牛・貨材を出し入れしてはならぬ。これを「字缺」と謂う。)〈日書(卽)〉839

審日、可以入馬牛臣(審日には馬牛・臣〔妾〕……を受入れてよい。)〈日書(卽)〉936
 敷日、可以入臣妾駕駒(敷日には臣妾・駕駒……を受入れてよい。)〈日書(卽)〉937

いずれも臣妾・馬牛の授受(売買を含むと思われる)に関する日占であり、彼等が馬牛同様に生産手段の一部として捉えられ、物件としての側面をもつことを表わしている。それゆえ臣妾に対してはまた、一般庶人とは異質な、それへの転落を忌むべきものとみる意識もまた生まれてくるのである。〈日書〉に言う。

己巳生、兕。爲臣妾。(己巳の日生まれ〔の子〕は凶。臣妾になるであろう。)〈日書(卽)〉1133-1134

凡己(乙の誤か?)巳生、勿舉。不利父母。男子爲人臣、女子爲人妾。(およそ己巳の日に生まれた子は、養育してはならぬ。父母に利をもたらさないからである。男の子ならば人臣に、女の子ならば人妾になるであろう。)〈日書(卽)〉1135

むろん、これは一種の迷信である。だが、将来「人臣・人妾」となる運命にある子は「凶」であり養育してはならぬとの文言には、臣妾に対する秦人の意識が吐露されていると言わねばなるまい。

これを要するに、貧困の結果生じた、主人に対する隸屬者であり、おそらくは売買の客体となり、ゆえに一一般庶人にとつては一段劣った忌むべき存在とされたもの、それが臣妾であるということになろう。中国の研究者たちは、《秦簡》にみえる臣妾については一致して私奴婢であると規定しているが、これに私も同意したいと思う。

以上、《秦簡》に現われる二つの隸屬身分、隸臣妾と臣妾とについて一応の整理を行なってみた。それでは、かかる隸屬身分に先立つ時代には、どのような隸屬者を認めることができるのか。換言すれば、秦の隸屬身分の歴史的位位置を、どのように規定することができるのか。これが次なる問題である。すでに隸臣妾に関しては、その起源を春秋以前にまで遡

らせる見解も出されているが、官奴婢説に基づいたこうした見解が再検討されるべきことは言うまでもない。

① 浜口一九三六。

② たとえば次の一例を見たい。

元隸妾二人當工一人、更隸妾四人當工二人、小隸臣妾可使者五人當工一人、工人程（工人程）176, p. 74)

これによると「更」「元」は隸妾の種類を表わす——しかも「元」のほうが「更」よりも価値がある——語のようである。《倉律》の条文も、あるいは「更隸妾は、もし急事あらば、総めて元隸妾となし」の如く読むのかも知れない。

③ 高恒一九七七、Hulsewé 1978.

④ この点からも、彼等が官奴婢でないことは明らかである。なぜなら、官奴婢とは、『漢書』卷72賈馮伝に

又諸官奴婢十萬餘人、戲遊亡事、稅良民以給之、歲費五六鉅萬。

とある如く、官府に寄生する存在だからである。ただし、秦に官奴婢が存在しなかったというわけではない。《秦簡》には「取（収奪）」の例が見えており（《法律答問》436, p. 180; 486, p. 201 など）、民間の私奴婢の没収（封診式）封守 588-592, p. 249）と共に官奴婢の供給源になってきたと思われる。『史記』卷88蒙恬列伝に

趙高昆弟數人、皆生隱官、其母被刑、世世卑賤。

と言い、同卷87李斯列伝に

〔趙〕高固内官之厮役也。

とある趙高は、まさにこうした官奴婢の実例である。

⑤ 秦の器物刻辞には次のような例がある。

三年、漆工匱、丞詭造、工隸臣辛、高奴、禾石。（《高奴權》文物一九六四一九）

三年、上郡守□造、漆工師□、丞□、工城且□。（《三年上郡守戈》

録遺五八三）

廿五年、上郡守願造、高奴工師匱、丞申、工鬼薪、（《廿五年上郡守戈》周漢遺寶五五上）

⑥ 《秦簡》に言う「完」とは、「隳」などの身体毀損刑（刑）と総称する）と対になる概念であり、身体に毀損は加えない、との意味である（富谷未刊稿による）。『莊子』徐無鬼篇に

齊人竊子於宋者、其命聞也、不以完

とあるのも、「完」が「聞（聞きし）」と対になって、身体を「完うする」意で用いられた例である。

⑦ この他にも次のような例がある。

隸臣欲以人丁羈者二人贖、許之。其老當免老・小高五尺以下及隸妾欲以丁羈者一人贖、許之。贖者皆以男子、以其贖爲隸臣。女子操敗紅

及服者、不得贖。邊縣者、復數其贖。倉（《倉律》128-129, p. 53-54）

百姓有母及同姓（生）爲隸妾、非適（適）皇殿（也）而欲爲元邊五歲、毋賞（也）典日、以免一人爲庶人、許之。●或贖惡（選）、欲入錢者、日八錢。司空（《司空律》218-219, p. 91）

⑧ 注釈本では第38簡の「寇降、以爲隸臣」を別個の條文として分けているが、第38簡から第39簡の●印までが一つの内容である。《秦律雜抄》は言わばノートであり、必ずしも條文ごとに簡を替えてはいない。

⑨ 従って隸臣妾刑は刑期という概念と本来なじまない。隸臣妾を官奴婢とみる論者は無論、刑徒とみる論者においても、それを終身身分と認める点では意見が一致しており、正確な判断と思われる（黄一九八〇、高敏一九八一、宮・宋一九八二、高恒一九七七、林一九八〇など）。

⑩ 林一九八〇。

⑪ この用語については、いずれ別稿で論ずる予定である。

⑫ ただし、子や臣妾を殺傷することが罪にならなかった——つまり刑法が「室」内に及ばなかった——というのではない。《秦簡》には次の如き一節も見えるからである。

擅殺子、黥爲城旦舂。……（法律答問〉439, p. 181）

擅殺刑徒其後子、黥之。……（法律答問〉442, p. 182）

……爰書 某里公士甲、縛詣大女子丙、告曰、某里五大夫乙害吏。

丙、乙妾毆（也）。乙使甲曰、丙悍、謁黥別丙。……（封診式〉黥妾

622, pp. 260-261）

⑬ 「擧」の字義については、次の一例が《日書》と同様の内容を示すものとして興味深い。

『史記』卷75孟嘗君列傳

初、田嬰有子四十餘人、其賤妾有子名文、文以五月五日生。嬰告其母曰、勿擧也。其母竊擧生之。（索隱 按、上擧謂初誕而擧之、下擧謂浴而乳之。生謂長養之也。）

⑭ 黄一九八〇。

三 西周春秋期の隸屬者

以下二章にわたって先秦時代の隸屬者について検討を加えることにする。本章ではまず、『春秋左氏伝』（以下『左伝』と略称）と『国語』とを主な素材として、春秋期の隸屬者について考え、必要に応じてより古い時代にも遡ってみたい。

さて、まず目につくものに「臣妾」なる呼称がある。その例は決して多くないが、次の二つの説話から概観を得ることはできるように思う。

その一つは、僖公17年のこと。

晉の恵公が梁にいたとき、梁伯はその女を妻めかけせた。女の梁嬴は懐妊したが、月満ちても生まれてこない。そこで卜招父とその子とが卜うらなった。子が言うに、「一男一女が生まれようとしております」と。招父もまた、「さよう。男の子のほうは人臣となり、女の子のほうは人妾となりましょう」と言った。そこで男を「圉」、女を「妾」と名づけた。果たして子圉が西のかた秦に質（人質）となるにおよんで、妾もその宦女となった。^⑭

言うところの「人臣」「人妾」は、それぞれ「質」「宦女」という隸屬的身分を指すことに相違ない。この場合、春秋列

国間の慣行がその来源となつてゐるわけである。もう一つは、宣公12年の一節。この年、楚軍は鄭を降し、国都の城門から攻め入つた。対する鄭伯は受降の意を表すべく「肉袒して羊を牽き」、楚軍を出迎えて言う。

天は我れに味方せず、君に仕えることもできず、君の怒りを私どもに向けさせる結果を招きましたのは、私の罪であります。この上はすべて仰せのままに従います。捕われて江南に行き、海のほとりに住まわされるも仰せのまま、國土を削り諸侯に分かれたれ、(我が一族は)臣妾となろうとも仰せのままでございます。^③

この場合の「臣妾」は、諸侯に対して人身的に隸属することを謂う。そしてそれは、受降の結果として生じる身分であつた。

むろん右の二例は、多分に説話としての潤色が施されており、そこに史料的な限界がある。だが、いずれの場合にも、犯罪や階級没落の要因が全く含まれない点は注目に値しよう。^④のみならず、例えば襄公10年には「盜(叛徒)」を討とうとした鄭の子西が「乃ち帰り、甲を授げんとするも、臣妾多く逃れ、器用(武器)多く喪」われてしまい、結局果たせなかつた話を伝える。^⑤これは少くとも、叛徒討伐に関して「臣妾」が何らかの力になって初めて筋の通る話ではあるまいか。要するに春秋期の「臣妾」とは、身柄を拘束された者というほどの意味であり、庶人の下位に位置するが如き存在ではない。具体的には自らの国都から引き離された質子や捕虜が含まれ、たとえ他者に人身的に隸属していた——その結果、一定の職役に従つた——としても、身分的にはあくまで「官」の所屬として位置づけられていたと思われるのである(このことは後述する金文の例からも窺える)。次章で検討する戦国期の「臣妾」との対比において、この点はまず確認しておかなければならない。『説文解字』に「臣は牽なり」(3篇下臣部)とある説解の真意を、「臣」がもと俘虜すなわち受牽者なることを謂う、と説いたのは楊樹達氏であったが、^⑥けだし正解と言ふべきであらう。

これに対し、「臣妾」とは下層の職役に従事する者の総称ではないか、との疑問も当然あり得ると思う。事実、『尚書』費誓の孔伝には「役人の賤者、男は臣と曰い、女は妾と曰う」とあり、その鄭注佚文にもまた「臣妾、厮役の属なり」

『史記』卷33魯周公世家集解に引く）と見えているのである。そこで次には少しく紙幅を費して、『左伝』等に現れる「役人の賤者」すなわち「僕」「圉」などと呼ばれる下層身分について検討してみたい。

『左伝』に現われる下層身分としては、「阜隸」^⑦「牧圉」^⑧「阜牧」^⑨「與人」^⑩「圉人」^⑪などの呼称をあげることができる。これらは一見して明らかないように、「阜」「牧」「與」「圉」など車馬牛に関する文字を含み、杜預が多クの場合に「賤官なり」と注する如く、家畜や車馬にかかわる下級の職役に従ったものと思われる。そして彼等は「阜牧與馬」^⑫と並称されることからみて、車馬と共に賜与の客体ともなりうる、何らかの人身的隸屬のもとに置かれていたことに疑いない。

だが、「臣妾」との違いは、職役との密接な関係にある。『左伝』襄公9年に引く子襄の言葉に言う。

（晉では）卿は、より勝れた者に譲り、大夫は各々その職を失わず、士は競って上の命に仕え、庶人は農臍に努め、商工阜隸も業を變えることをいたしません。^⑬

このように彼等は「職（或いは業）」に従う存在として捉えられている。そして『国語』晋語四に「阜隸は職を食む」とあり、韋昭が「職を食むとは、各々その職の大小を以て禄を食むなり」と解く如く、支配者層に対して然るべきサーヴィスを提供し、その見返りで食を得る、言わば職役あつての隸屬身分であつた。『左伝』昭公7年にみえる申無宇の言葉に、

天に十の日がある如く、人に十の等級があるのは、下位の者が上位の者に、上位の者は神に仕えるためです。ゆえに、王の臣は公、公の臣は大夫、大夫の臣は士、士の臣は阜、阜の臣は興、興の臣は隸、隸の臣は僚、僚の臣は僕、僕の臣は臺、馬には圉、牛には牧がいて、萬事に備えているのです。^⑭

とあるのは、官府において各々が占める職掌の上下に注目した序列であると考えることができよう。

従つて彼等はまた、その来源においても「臣妾」とは異なるものと思われる。それは西周春秋期の階級構造を反映した身分だと私は考えるのである。

周知のように、西周春秋期の社会は、「国」（都城と近郊の「郷」）に存在する国人と「野」（もしくは「鄙」「遂」）の農村地

区に居住する野人との対峙する制度を基本的構造とするものであった。楊寛氏によって「郷遂制度」と名付けられたこの社会構造は、おそらくは当時の階級関係を反映するものであり、従って両者の間には何らかの形式による階級的収奪があったとみてよからう。楊氏は井田制の存在を認め、公田における集団労働を通じて搾取が実現されたと考えておられるが、その当否はいま論じる必要はあるまい。^⑧ここではただ、その収奪の一環として、鄙の野人を適宜徴発して労役に従わせたことの可能性を指摘すれば充分であらう。『左伝』襄公30年に載せる、絳嬴の老人が輿人となって杞の築城に従事した話は、^⑨その証左である。先に輿人に関する詳論を発表された宇都木章氏は、「恐らく平時、戦時を問わず、嬴鄙の人が国都の王公に徴されて諸役に服した時に、輿人と呼ばれたのであらう」と述べておられるが、^⑩他の諸々の呼称についても事情は同じであったと言えよう。その職役は支配者層への奉仕、具体的には『左伝』隠公3年の臧嬴伯の諫言に、

そもそも、山林川澤での狩獵や採集、武器の資材あつめなどは、皐隸の仕事、小役人の職掌。國君の關わることではありませぬ。^⑪

とあるように、「君の及ぶ所に非ざる」職役——すなわち賤役——に服することにあつた。そして、ひとたび徴されて田土を離れた以上、彼等はまさに国都で「職を食む」ことよって生きる存在となり、ゆえにまた支配者層に対して隸屬せざるを得なかつたのである。なお、「皐隸」等の来源にはこの他に、「藥・郤・胥・原・狐・続・慶・伯、降りて皐隸にあり」(『左伝』昭公3年)とある如く、世族からの没落者も含まれたと思われる。『國語』周語下に「其の氏族を亡^{はろ}して、暗斃して振^すわす、後を絶ちて主無く、隸圉に墮替せり」と言うように、彼等は采邑・禄田を失い、もはや「族」たり得なくなつた存在であり、やはり賤役に従うことで官府に寄食する隸屬者に零落したものであらう。いづれにせよ、職役従事を本質とすることに変わりはない。要するに彼等は、職役に従事することを前提に隸屬が生じるのであつて、その逆ではない。先の申無宇の言葉の中で、十等の埒外にある「圉」「牧」を敢て付け加えているのも、職役に注目したがゆえであつたと見えよう。そして、まさにこの点において彼等は、「臣妾」と呼ばれる人身的隸屬者と性格を異にするものなのである。

こうした二系統の隸屬者は、それに先立つ西周期に既に存在が認められる。すなわち、春秋期に連続する西周後期の金文に属する次の二例がそれである。^②

……王乎命尹封册命伊。胤官鬲康宮王臣妾百工。易女赤市幽黃繡旂攸勒、用事。……(王 命尹の封を呼びて伊を册命せしむ。康宮の王の臣妾・百工を胤官鬲せよ。女に赤市・幽黃・繡旂・攸勒を賜う。用て事えよ。)〈大系一一六、三代九・二〇〉

……白蘇父若曰、師毀、乃且考又辨于我家。女有佳小子、余令女尸我家、胤鬲我西隔東隔僕駿百工牧臣妾。東轂内外、毋敢吝善。易女戈厥……金。敬乃夙夜、用事。……(白蘇父若いて曰く、師毀よ、乃の祖考 我が家に勳又り。女有た小子なりと雖も、余れ女に命じて我が家を尸り、我が西隔東隔の僕駿・百工・牧・臣妾を胤鬲せしめん。内外を董裁し、敢て不善なること毋れ。女に戈厥……金を賜う。乃の夙夜を敬み、用て事えよ。)〈師毀毀〉(大系九八)

ここにみえる「百工」「臣妾」などは、いずれも叙官に伴って「胤鬲」すべきものとされており、官職に附随する——従って王宮や諸侯室において何らかの官的な位置を占めている——身分であることに疑いはない。また、後述の如く賜与の客体ともなっていることから考えて、いずれも人身的な隸屬者とみてよからう。だが、それと共に注意したいのは、右の諸呼称の中に「僕」「駿」「百工」「牧」などと呼ばれるものと、「臣妾」と呼ばれるものとが同時に現われていることである。

後期金文に属する〈禹鼎〉(第二器・録遺九九)に、

……隸武公廼遣禹、遠公戎車百乘斯駿二百徒千。……(隸に武公、廼ち禹を遣し、公の戎車百乘・斯駿二百・徒千を率いしむ。)

とあるのによれば、「駿」とは軍事に関する職役に従ったものであろうし、他の職役の呼称についても同様のことが言えよう。^③これに対して一方の「臣妾」の場合、特定の職役による命名とは考え難いのではないか。例えば先の〈伊駿〉では康宮所屬であった「臣妾」が、同じ後期金文の——しかも「離季」という人名を共通にする——〈大克鼎〉(大系一一〇、三代四・四〇)では

……易女井家芻田于賍、呂畢臣妾。……(女に井家の芻(字義不詳)田を賍に賜う。厥の臣妾とともにす。)

の如く田土と共に賜与されており、あたかも土地の附屬物のように見うけられる。これなどは、「臣妾」が特定の職役を前提としない、何らかの別の原理によった隷屬者であることの証左であろう。

各々の来源については、残念ながら明確に把握することができない。ただし、賜与の際の掌握のされ方が異なる点から考えて、その存在形態の違いを推し測ることはできるように思う。すなわち、後期金文の〈幾父壺〉(齊家村三二四)に

……同仲寤西宮、易幾父示舉六僕四家金十鈞。……(同仲 西宮に寤し、幾父に示舉六・僕四家・金十鈞を賜う。)

とあり、前期に遡っても〈叔德毳〉(文物一九七九・九)に

……妊氏令甞事保畢家、因付畢且僕二家。……(妊氏 甞に命じて甞の家を事保せしめ、因りて甞の祖の僕二家を付う。)

とみえる如く、「僕」系統が多く「家」をもって数えられるのに対し、「臣妾」系統の場合、後期金文では先の〈大克鼎〉、前期においても〈叔德毳〉(断代二)に

王易叔德臣數十人貝十朋羊百。……(王 叔德に臣數十人・貝十朋・羊百を賜う。)

とあり、〈復尊〉(考古一九七四・五)にも

匿侯商復冂衣臣妾貝。……(燕侯 復に冂衣・臣妾・貝を賞す。)

と言う如く、「人」をもって数えるか、あるいは数量に関心を示していない。おそらくそれは、「臣妾」が個人単位で掌握される、「家」をなし得ない隷屬者だったことを示すのであろう。先にみた春秋期の二系統の隷屬者は、かかる西周期の現実を受け継ぎ、周圉に徵発した野人等を取込んで形成されたものと考えてよからう。

ともあれ、以上の考察によって、西周春秋期の「臣妾」とは一個の独立した身分範疇であること、またそこには犯罪や貧困の影はなく、捕虜や質子の如き人身的隷屬者という以上の意味はもたないこと、などを明らかにし得たと考える。それゆえ《秦簡》にみえる隸屬身分の起源をこの時期に求めることは、呼称の継承という面を除けば、決して正しい理解に

立ったものとは言えないであろう。秦漢時代の他の諸制度と同様に、《秦簡》にみえる隸屬身分——隸臣妾と臣妾——の淵源は、戦国期の変革の中にこそ求めるべきなのである。

① この問題に言及したのもとして、すでに宮崎一九六五がある。

② 『左伝』僖公17年

惠公之在梁也、梁伯妻之。梁嬴孕過期。卜招父與其子卜之。其子曰、將生一男一女。招曰、然。男爲人臣、女爲人妾。故名男曰圍、女曰妾。及子圍西質、妾爲宦女焉。

③ 『左伝』宣公12年

……鄭伯肉袒牽羊以逆曰、狐不天、不能事君、使君懷怒、以及敝邑、狐之罪也。敢不唯命是聽。其俘諸江罔、以質海濱、亦唯命。其弱以賜諸侯、使臣妾之、亦唯命。

④ この点はすでに沈家本も指摘している。『歷代刑法分攷』卷11に言う。

按、左傳僖十七年、男爲人臣、女爲人妾、此不過泛言賤者之稱。昭七年、與臣隸、隸臣僚、但言人之有十等耳。皆與罪名無涉也。

⑤ 『左伝』襄公10年

……子西聞盜、不敝而出、尸而追盜。盜入於北宮。乃歸授甲、臣妾多逃、器用多喪。

⑥ 楊樹達一九五五、卷二。

⑦ 『左伝』隱公5年

臧僖伯諫曰、……若夫山林川澤之實、器用之資、阜隸之事、官司之守、非君所及也。

⑧ 『左伝』襄公14年

師曠對曰、……是故天子有公、諸侯有卿、卿置側室、大夫有貳宗、士有朋友、庶人工商皁隸牧圉、皆有親暱、以相輔佐也。

⑨ 『左伝』襄公21年

武仲曰、……庶其騶邑於邾以來、子以姬氏妻之、而與之邑、其從者皆有賜焉。若大盜禮焉以君之姑姉與其大邑、其次阜牧與馬、其小者衣

裝劍帶。是貨盜也。

⑩ 『左伝』襄公30年

二月癸未、晉悼夫人食與人之城杞者。絳縣人或年長矣、無子而往、與於食。

⑪ 『左伝』定公8年

孟氏選圉人之壯者三百人、以爲公期築室於門外。

⑫ 註⑩に同じ。

⑬ 『左伝』襄公9年

子襄曰、……其卿讓於善、其大夫不失守、其士競於教、其庶人力於農墾、商工皁隸不知遷業。

⑭ ただし、この例は註⑩と同様、戦国的な四民分業論(例えば『管子』小匡篇の如き)の影響が窺えるように思う。

⑮ 『左伝』昭公7年

天有十日、人有十等、下所以事上、上所以共神也。故王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣阜、阜臣與、與臣隸、隸臣僕、僕臣臺、馬有圉、牛有牧、以待百事。

⑯ 楊寬一九六八、一三五頁以下。楊寬一九八〇、第四章。

⑰ 註⑩に同じ。

⑱ 宇都木一九七九。

⑲ 註⑰に同じ。

⑳ その原因は、世族間の勢力抗争(卻氏・胥氏・欒氏ほか)や滅族(原氏)、中心人物の出奔(狐氏)などにある。

⑲ 金文の引用にあたっては、銘文拓本（もしくは摹本）の所在を示し、書き下し文を並記するに止めた。個々の文字の釈義に問題が多く、正確な口語訳は望めないからである。

⑳ 「輶」（原作説）の字義に関しては諸説があり（伊藤一九七六参照）、いずれに従うべきか決めかねる。この字釈が確定されれば、〈伊駘〉〈師駘駘〉にみえる隸属者の性格も、より明確になると思われる。

㉑ 「僕」については前期金文の〈師斝鼎〉（大系二二・三代四・三一）に

唯三月丁卯、師斝衆僕、不從王征于方囑。吏畢友弘、以告于白懋父。才斝。……

と見え、やはり軍行に従ったものである。なお、字形からすれば「駘」は馬と鞭、「牧」は牛と鞭に従う。また「僕」の解釈としては、甲骨文の「𠄎」を初字とし、それは冠首して両手で箕を奉ずる形だとの説（商一九三四）が出されている。興味深い見解ではあるが、「箕」はのちに「介嫡女、執箕箒以啗姓於王宮」（《國語》《吳語》）の如く、「箒」と共に宦女の象徴的勞働手段とされており、商氏の説に問題がないわけではない。

㉒ 白川静氏は「これらの不自由民は殷代にすでに存したのもあり、また殷周の際に氏族の崩壊や戦争による俘囚として不自由民化したものもあるであろう」（白川一九八〇、四八頁）と推定されている。

四 戦国期の展開

戦国期に至ると、情況は大きく変化する。社会のさらなる階層分化、諸国間の戦闘の質量両面にわたる拡大、また公権力の支配機構整備などが、前代には見られなかった形と規模とで進行するのである。当然それに伴い、隸属者の存在形態

⑲ 一九七五年に山西省長治市博物館が収集した長子県出土の鼎である。器形（文物一九七九・九、図版七）から前期末葉に属すると判断した。

⑳ 一九七三年に北京房山県琉璃河で出土した「匜侯器グループ」の一器である。

㉑ ただし「白大師易克僕卅夫」（《白克靈》大系九三）の如く、「夫」をもって「僕」を数える例も皆無ではない。しかし、「家」をもって「臣妾」を数えた例は、今のところ見当たらないようである。なお、「臣」を賜与する場合は多く「家」をもって数えるが（貝塚一九三三参照）、この「臣」は「臣妾」と別系統のものである。

㉒ なお「左伝」襄公二十三年に

初斐豹隸也、著於丹書。欒氏之方臣曰督戎、國人懼之。斐豹謂宣子曰、苟焚丹書、我殺督戎。宣子喜曰、而殺之、所不請於君焚丹書者、有如日。

という有名な一節があり、杜預は「蓋犯罪沒爲官奴、以丹書其罪也」と解している。おそらく杜解は、正義も引く『周礼』秋官司厲（第四章註②参照）を念頭に置いていたのであろうが、この解釈は疑問であるように思われる。なぜなら、隸属の庶人に科刑することは春秋期にはあり得ないし、国都の人々の場合は罪を犯せば、ほとんど「放（追放）」に処せられるのが「左伝」の常だからである（莊公六年、宣公元年、成公五年、十七年、襄公二十九年、昭公元年・三年、哀公三年など）。

も大きな変化を被るであろうことは、想像に難くない。

第一に看取されるのが、捕虜に対する処遇の変化である。春秋期の場合、捕虜は多く支配者層であり、ゆえに然るべき手続きによって贖身も可能であった。^①だが、次に引く『墨子』の一節は、全く異った捕虜の姿を示している。

(兵を動かして) 國境を侵し、その作物を刈り取り、樹木を伐り倒し、城郭を毀ち、溝や池を埋め、祖廟を饒ぎ拂って、犠牲の動物を取り殺す。住民の手向う者は斬り殺し、手向わぬ者は捕えて歸り、男は僕隳・胥靡となし、女は春酋となす。^②

捕虜に対する身柄の拘束という例は、前章で見た如く既に春秋期に存在した。だが、戦国期の場合それが労役と不可分に結びついているところに、その特徴があると言えよう。そしてまた、その身柄の不自由さと労役の特殊性ゆえに、彼等は一般庶人よりも更に下位の存在と見なされたのである。社会の底辺者として諸書に現われる「臧獲」なる語の本義は、^③かかる捕虜であったに相違ない。

身柄を拘束され労役に服せしめられる者は、犯罪によってもまた生ずる。『呂氏春秋』精通篇にみえる次の一節は、その点で有名な例である。

鍾子期が、ある夜、磬を撃つ音を聞き悲しく思い、人をやって樂師を召し出して問うた。「おん身の磬を撃つ音は、何ゆえ悲しいのか」と。答えて言うに、「手前の父は不幸にも人を殺し、死罪となりました。母は死を免れましたものの、公家のために酒づくりをいたしております。手前自身も死を免れましたが、やはり公家のために磬を撃つ身でございます。手前はもう三年も母を見ておりません。むかし市に休みましたとき母を見かけ、身柄を贖う手だてを圖りましたが、ありませんでした。しかも我が身はもとより公家の財。それゆえ(磬撃つ音も)悲しいのです」と。^④

この説話は伯牙の琴をよく聞きわけた楚人の鍾子期(『呂氏春秋』本味篇ほか)に仮託されているが、内容は戦国期のものに相違あるまい。そしてこの場合でもやはり、連坐による身柄の拘束(没官)がまずあって、その結果として酒づくりや磬磬などの職役に服せしめられている点が注目されよう。^⑤こうした変化はおそらく、国・野の対峙が崩壊する一方、庶人の参

戦による戦闘規模の拡大や刑罰体系の整備が没官者の増加をもたらし、彼等の労働力を有利に搾取せんとする意図を戦勝国ないし公権力の側が抱くことよって生み出されたものであろう。その結果、彼等の性質は労役刑徒と極めて接近したものになると言え、本質はあくまで身柄の隸属にあった。従って、たとえ労役刑と規定しうる刑罰であっても、一定期間が経過すれば労役から解放されるといった考え方、すなわち刑期の觀念は、そこにはまだ存在しないのである。戦国期の最も代表的な没官身分である「胥靡」について、この点を少しく論じてみよう。^⑥

漢代の例であるが、楚元王が申公・白生に対し「これを胥靡にし、これに赭衣を衣せ、市に杵臼・雅春せし」めたとあり、晋灼の語釈に「胥は相なり、靡は随なり」と言い、顔師古はそれを承けて「聯繫して相い随いてこれを服役せしむ。故にこれを胥靡と謂う」と説く(『漢書』卷36楚元王伝注)。要するに胥靡とは繫累されて労役に服する者を謂う。より具体的には、城郭の修築に従う者と規定することができよう。なぜなら『莊子』則陽篇に魏の季子(季真)の言葉として、

十仞の城壁を築くの、既に七仞まで築き終えたとします。なのにまた、これを取壊してしまうのは、胥靡の苦しむところであり
ます。^⑦

とあり、また諸書に散見する殷武丁の相・傅説の伝説が、時に「傅説は胥靡たり」と言い、時に「傅説(もしくは傅巖)に築く」と言うように^⑧、その呼称は築城と結びついて現われるからである。なお、先に引いた『墨子』の胥靡は捕虜に由来する例であったが、刑罰としての胥靡も当然あり得たと思われる。例えば『韓非子』六反篇に、刑罰とはひとり犯罪者のみを治めるものではないと主張し、次の喩えを引く。

盗人を刑するのは、刑すべき當人のみを取りしめるのではない。刑すべき當人のみを取りしめるのでは、胥靡を取りしめるのと同じである。(これは刑罰の本来の目的ではない。^⑨)

胥靡すなわち刑徒と考えて初めて成り立つ論理であろう。要するに胥靡とは、後の城旦に相当する強制労働に従事する一種の刑徒である。そして、隸属者の労働力を単なる賤役に止めることなく、築城という社会的必要労働に振り向ける点に

において、より進歩した刑罰として評価することができよう。それゆえ、富国強兵を唱える戦国諸国にあっては、相当広範に行なわれた刑であろうと考えられるのである。臨沂銀雀山簡本の『尉繚子』に「今世、千金は死せず、百金は胥靡とならず」とあるのは、^⑩直接には資産による刑の不平等を言ったものであるが、反面、胥靡が死刑と並ぶ刑罰の代表となっていたことを示す例であろう。しかしながら一方で、それは勞役刑として完全に分化し切っていない面も有していた。『韓非子』解老篇に言う。

胥靡も免ぜられることがあるし、死罪も時に死を赦されることがある。しかるに、満足を知らぬ者の憂いは終身なくなることがない。^⑪

かかる比喩が成り立つためには、胥靡が本来「終身解けざる」身分でなければなるまい。とするならば、胥靡とは刑期という觀念が伴っていない、その意味で春秋の「臣妾」の如き人身的隸屬者としての臍帶を残した勞役刑（徒）である、と規定しうるであろう。そしてそれは、胥靡のみならず醸酒や春米など他の勞役に関しても同様であったこと、先の鍾子期の説話にみえる通りである。

それでは、小稿の主題となっている隸臣妾や臣妾は、いったい如何なる流れの中で形成されてきたのであろうか。次に臣妾について眼を向けてみよう。

『戦国策』秦策四に、楚人・黄歇の言葉として次の如くみえる。

韓・魏では、父子兄弟代々あい次いで秦との戦いに斃れること百世に及んでいます。……（戦死者の）亡靈は^{さまよ}彷徨^{まよ}って祀^{まつ}られることもなく、百姓は生活に安んぜず、家族は離散し、流亡して臣妾となる者が天下に満ちています。^⑫

ここに言う「臣妾」が、前章でみたような官府の隸屬者と全く異質な存在であることは明白であろう。それはむしろ、自らの生産手段たる土地から遊離し、他人の被護のもとに流入した階級的没落者を指す言葉として、ここでは用いられているのである。かかる「臣妾」の内容変化の背後には、戦国期の社会経済史的発展を看取することができる。

戦国期のもつ経済史的な意義として、鉄製農具と畜力との導入による生産力の飛躍的増加をあげることに、誰しも異論はあるまい^⑬。そして、それが一方で直接生産者の間に深刻な階級分化を引き起こしたことも、周知の事実であろう。『漢書』卷24食貨志上に言う「庶人の富める者は鉅萬を累ね、貧しき者は糟糠を食む」現実には、漢人の考えた如くひとり商鞅の変法のみが惹引したのではなく、戦国期の経済発展の必然的な結果なのである。かくて先ず貧富の差が生じ、ひとつたび国土が荒廃すれば、貧者は流民と化す。『孟子』梁惠王章句下の著名な一節は、かかる現実を何よりよく物語る。

凶作・饑饉の年には、貴國の人民の老人・子供は溝壑^{どが}に轉げ込んで死に、壯年の散り散りになって四方に行く者は何千人あるか知れませぬ。それなのに貴國の米倉には穀物が充ち、金庫には金一杯。それを指摘する役人もおりませぬ^⑭。

一家の離散には至らずとも、売子の如きは決して少くはなかった。『管子』治国篇に「今や倉廩虚しく民積え無く、農夫もつて子を粥^{ひき}ぐは、上に以てこれを均しくするに術無ければなり」とあり、『韓非子』六反篇に「天饑え歳荒れば、妻を嫁^かり子を売る」とあるなど、いずれもその例である。

かくて生まれた流民・売子は、かの四君の食客のように才を売りものに被護を求む者もあつたとは言え、大半は人身的隷属者として富者の経営内へ取り込まれていったものと思われる。それこそが「臣妾」であつた^⑮。『孝經』孝治章に「家を治むる者は敢て臣妾を失せず、而るに況や妻子をや」とあるのは臣妾と家との結びつきを示し^⑯、『莊子』則陽篇の「夫妻臣妾の極^{いよいよ}（＝禍）を登^{たて}つる者あり」との一文からは、主人と臣妾とが共に田作に従事したであろうことが窺えよう。むろん「妾」の場合には、主人の副妻となることも少くなかつたに違いない^⑰。そして、かかる私的な隷属者たちは、「僕妾を売るに、里巷を出でずして取らるるは、良き僕妾なり」という俚諺^⑱が生まれるまでに普遍的な存在となつていた。「臣妾・馬牛を売り若しくは買うこと有るをトす」『史記』龜策列伝・褚少孫補と云つた占卜の必要性も、こうした背景あつたのものであろう^⑲。「奴婢の市を置き、牛馬と蘭^{がら}を同じうす」『漢書』卷99王莽伝とは多少の誇張はあろうが、ひとり秦國のみに止まらぬ現象であつたと思われる。かつて中国奴隷制研究の中で、梁啓超^⑳、勞幹^㉑、ブリーヒブランク(E. G. Pulley-

Hand)らの諸氏が等しく指摘したように、私的な隸屬者が民間に出現したこと、これが戦国期の注目すべき第二の特徴である。先に引用した『戦国策』を始め、戦国期に関する文献に「臣妾」と記された者の実体は、かかる民間の私的隸屬者——後代の私奴婢——に他ならない。彼等は人身的隸屬という側面をもつが故に「臣妾」と呼ばれてはいるが、その性質において春秋期の「臣妾」と大きく断絶することは明らかであろう。戦国期の「臣妾」とは、社会の至賤者なのである。

《秦簡》の隸屬身分としての臣妾が、かかる戦国期の「臣妾」を法文上に規定したものであることは、もはや言うまでもあるまい。右に述べた如く、本来それは富者の経営内へ取り込まれた階級没落者であり、言わば主人との私的関係において成立した身分であった。《秦簡》の場合も無論この関係を基本的に承認すること、第二章でみた通りである。だが、より重視すべきは、主人・臣妾関係を法文上に規定することによって、本来私的な身分であった「臣妾」を国家身分の一環として——庶人の下位身分として——位置づけたことであろう。臣妾は主人を告訴する権利こそもたなかったけれども、反面ひとしく国家身分として把握されていた。主人の恣意的な暴力が公権力によって規制されていたことは、その端的な表われである。④ こうした点において《秦簡》の臣妾とは、後の「賤」身分の一つの先蹤として評価することができる。そしてそれが、戦国期の社会変動の中から階級分化の結果として生じた「臣妾」に淵源をもつことは、「賤」身分の形成を考えるうえで決して小さくない意味をもつと思われるのである。

ともあれ、《秦簡》にみえる隸屬身分のうち臣妾の起源については一応の見解を示し得た。しかしながら、まだ総てが解決されたわけではない。これまで検討した史料の中に、隸臣妾に相当する身分はなかった。では、それはいつ、いかなる要因のもとに生まれたものなのか。この問題を次に考えなければならぬ。本章までの検討を踏まえて次章では再び《秦簡》に立ち返り、この疑問を《秦簡》自体に問いただしてゆくことにしよう。

① 『左伝』僖公28年に

五月丙午、晉侯及鄭伯盟于衡雍。丁未、獻楚俘于王、駟介百乘、徒

兵千。

とみえるが、これは蛮夷たる楚の俘を周王に獻する「獻功」であり、

単なる捕虜ではない。また賸身の例としては宣公2年に

二月壬子、戰于大棘。宋師敗績。囚華元、獲樂呂。……宋人以兵車百乘、文馬百駟、以贖華元于鄭。

とみえる。

② 『墨子』天志下篇

入其溝境、刈其禾稼、斬其樹木、殘其城郭、以御其溝池（簡詁引王引之云、御字義不可通。御當爲抑。抑之言埋也。謂壘其城郭以塞其溝池。）、焚燒其祖廟、攘殺其犧牲。民之格者、則勁拔之、不格者、則係操而歸。丈夫以爲僕園胥靡、婦人以爲春匱。

③ 例えば『韓非子』顯學篇に

漆雕之議、不色撻、不目逃、行曲則違於威獲、行直則怒於諸侯、世主以爲靡而禮之。

とあり、諸侯と対概念として用いられている。ちなみに「威獲」の釈義には、「奴婢之賤稱也」とする揚雄『方言』卷3の説と、「敗敵所被虜獲爲奴隸者」とする晋灼の説（『漢書』卷62司馬遷傳師古注引）とがあるが、字面から見て後者が原義と思われる。

④ 『呂氏春秋』精通篇

鍾子期夜聞擊磬者而悲。使人召而問之曰、子何擊磬之悲也。答曰、臣之父不幸而殺人、不得生。臣之母得生、而爲公家爲酒。臣之身得生、而爲公家擊磬。臣不親臣之母三年矣。昔爲舍氏親臣之母、量所以贖之則無有。而身固公家之財也。是故悲也。

文中の「爲舍氏」を『新序』雜事四では「爲舍市」に作る。本文ではそれに従い「市に休む」ことと考えた。なお市が刑徒の作業場であることは、『漢書』卷36楚元王伝に見える（本文一八頁参照）。

⑤ このほか没官の例としては『尉繚子』重刑令篇に次の如く見える。

將自千人以上、有戰而北、守而降、離地逃來、命曰國賊。身戮家殘、去其籍、發其墳墓、暴其骨於市、男女公於官。

⑥ 胥靡については既に呉一九八〇があり、本稿もそれに依るところが大きい。

⑦ 『莊子』則陽篇

季子聞而恥之曰、築十仞之城、城者既十仞矣、則又壞之、此胥靡之所苦也。

竊憺『諸子平議』卷19に

下十字疑七字之誤。城者既十仞、則雖未十仞、而去十仞不違矣。故壞之爲可惜。若既十仞、則直謂之已成可耳。不當言既十仞也。とあるのに従い、下の「十」を「七」として訳した。

⑧ 『史記』卷3股本紀

武丁夜夢得聖人、名曰說。以夢所見視羣臣百吏、皆非也。於是迺使百工營求之野、得說於傅險中。是時說爲胥靡、築於傅險。……

このほか『墨子』尚賢下篇、『孟子』告子章句下、『呂氏春秋』求人篇など。

⑨ 『韓非子』六反篇

刑盜、非治所刑也。治所刑也者、是治胥靡也。

⑩ 一九七二年に山東省臨沂県銀雀山一号漢墓より出土したものの、『文物』一九七七一三の釈文では第②の簡に見える。ちなみに現行の『武經七書』本（捋理篇）では「百金不刑」に作る。

⑪ 『韓非子』解老篇

胥靡有免、死罪時活。今不知足者之憂、終身不解。

⑫ 『戰國策』秦策四（姚宏本に依る。以下同じ）

韓魏父子兄弟接頸而死於秦者、百世矣。……鬼神狐祥無所食、百姓不聊生、族類離散、流亡爲臣妾、滿海內矣。

⑬ 楊一九八〇。

⑭ 『孟子』梁惠王章句下

凶年饑歲、君之民老弱轉乎溝壑、壯者散而之四方者、幾千人矣。而

君之倉廩實、府庫充、有司莫以告。

⑬ 『戰國策』齊策四

齊人有馮諼者、貧乏不能自存、使人屬孟嘗君、願寄食門下。

⑭ 『尉繚子』武議篇に

凡兵不攻無過之城、不殺無罪之人。夫殺人之父兄、利人之貨財、臣妾人之子女、此皆盜也。故兵者所以誅暴亂、禁不義也。

とあるのを見れば、経済的理由によらぬ捕虜の如き隸屬者を「臣妾」と呼ぶこともあったようであるが、戦国史料の中では例外に属する。

⑮ また『荀子』大略篇には次の如く見える。

賜予其宮室、猶用慶賞於國家也。忿怒其臣妾、猶用刑罰於萬民也。

（集解引郭嵩燾云、宮室與國家對文、臣妾與萬民對文。宮室者、門楮之内、庭戸之間、盡一家之人言之。）

ここでもやはり「臣妾」が家（宮室）内の存在として現われている。

⑯ 『莊子』則陽篇

孔子之楚、舍於蠖丘之蹊。其鄰有夫妻臣妾登極者。

唐・成玄英の疏では「極、高也」と説き、『經典釋文』引く司馬彪に「極、屋棟也」と言うが、本文では馬一九三〇、卷25に

倫按、極借爲楸、與極借爲楸同例。説文曰、楸、禾舉出苗也。段玉裁曰、禾禾初挺出於苗、是曰楸。

とある説に従った。

⑰ 『韓非子』内儲說下篇

衛人有夫妻禱者。而祝曰、使我無故、得百束布。其夫曰、何少也。

對曰、益是。子將以質妾。

⑱ 『戰國策』秦策一

故質僕妾、不出里巷而取者、良僕妾也。出婦嫁於鄉里者、善婦也。同じく秦策一には

賣僕妾售乎閭巷者、良僕妾也。出婦嫁鄉曲者、良婦也。

とあるが、本文では前者に従った。

⑳ 戦時中に長沙東郊杜家坡の戦国墓から発見されたいわゆる「楚の帛書」の月名に関わる記述の部分にも、おそらく臣妾の入手を占うと思われる文章がみえる。

曰如可以出師彼邑／不可以□如取臣妾／不亦得不感（「下欠」）(Dannard 1973, C 8)

曰畢穢率□得以惡不／見月在□□不可以享／祀凶取□□爲臣妾（「下欠」）(ibid, C 14)

とあるのがそれであるが、隸定になお問題を残し、全体の意味は判じ難い。

㉑ 梁一九二五。

㉒ 勞一九三五。

㉓ Pulleyblank 1958。

㉔ 『周礼』地官質人に

質人、掌成市之貨、賄人民牛馬兵器珍異。

とあり、鄭玄は

と注する。同じく秋官司厲には

其奴、男子入于罪繫、女子入于春棗。と言い、鄭司農が

謂坐爲盜賊而爲奴者、輸於罪繫春人棄人之官也。由是觀之、今之爲奴婢、古之罪人也。

と解する。従来ともすれば先秦一般に該当する記述のように扱われてきたが、いずれも戦国期を俟って盛行する慣行である。『周礼』の伝承の中には、時に周代にまで遡りうるものもある一方、右の如く戦国期以降の例も少なくない。また、奴婢と刑徒と夷狄とを同等視するのは漢人に特有の観念であり、無限定に時代を遡らせて適用することは避

けるべきであらう。

②⑨ 第二章註⑩に引く「隸妾」と題する爰書例を見よ。

五 秦國における刑徒の身分

隸臣妾について再度考えてみたい。前章までの検討によれば、春秋期はおろか戦国期の文献の中にも該当する身分はなかった。このことは、隸臣妾が既存の隸属者を制度化して成った刑罰ではないことを窺わせるものである。つまりそれは、ある一時期に公権力の側で設定した法的身分なのではなからうか。そしてその際、すでに名実ともに社会に存在していた「臣妾」なる呼称を、何らかの意味において意識して命名したのではないだろうか。こう私は推定するのである。では、それはいかなる位置を占めた身分なのだろうか。また、その設定——それは身分刑としての隸臣妾刑の創設を意味する——の時期はいつか。

この点を考えるうえで参考となるのが、漢代官吏に科せられた身分刑・名誉刑たる「禁錮」である。禁錮刑をめぐっては既に鎌田重雄氏の詳論^①があり、およそ次の如き性格が明らかにされている。

漢代において、官吏が禁錮に処せられる場合、それは官吏たる身分を剝奪されて庶人（農民）以下の身分に顛落せしめられるのである、したがって子孫に至るまで官吏たり得ざる規定下にある商人——もちろん例外として商人が官吏になったこともある——と同列視されるわけである。（四八九—四九〇頁）

かかる商人との類比において、禁錮には二世禁錮、三世禁錮があり、またそれは臧罪——すなわち私利の追求——に対して多く科せられる傾向があった。以上が鎌田氏の論点である。

むろん、漢代官吏に対する処分には他に「免為庶人」のように「庶人」^③に貶黜されるものもあった。だが「庶人」とは、機会あれば再び仕官し得る身分であり、従って「免為庶人」とは仕官の途を閉ざす処分では決してない。これに対し禁錮の場合、赦免を「復為平民」^④（『後漢書』卷4 漢帝紀）と表現する如く、庶人以下に落とされ仕官の途を塞がれるわけであり、

その意味では、より積極的な効果をもった刑罰と言えよう。「免為庶人」を官位ゼロに落としめる効果とするならば、禁錮とは仕官の範囲から除外される、言わば排除の効果をもたらす刑罰なのである。

この禁錮刑に端的に表われるように、身分・名譽を剝奪するのみならず、時にその身分秩序の範囲から除外することが身分刑・名譽刑の効果であるとするならば、贖身を「免以為庶人」（《軍爵律》本稿四頁）と表現する隸臣妾刑は、やはり庶人を構成員とした、ある身分秩序からの除外を意図した刑罰なのではあるまいか。では、かかる身分秩序とは何か。それは爵制を描いて他にない。

周知の如く、有爵者が罪によって奪爵された身分には漢代の「士伍」があり、その実体は片倉稷氏の研究^④によって明らかにされている。氏の明快な結論には何も付け加えるべきものはないが、士伍を爵制秩序から「除外された」身分と表現するのは適切でないように思う。なぜなら、氏も言うとおり士伍は賜爵の対象となり、よって賜爵の機会あれば再び有爵者に復活し得たと考えられるからである。つまり、「奪爵為士伍」とは官吏にとつての「免為庶人」と同様、爵位ゼロに——すなわち爵制秩序の最下層に——落としめる処置と捉えられよう。これに対し、官吏における禁錮と同じく、爵制秩序の範囲から除外する排除の効果をもたらす刑罰、それが隸臣妾であったと考えたい。

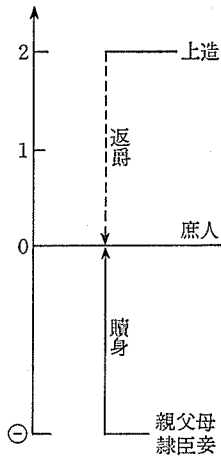
その点を最もよく表わすものが、第二章（四頁）に引いた《軍爵律》の規定である。ここには左の三つの贖身規定が含まれる。

- (1) 欲歸爵二級以免親父母為隸臣妾者一人
- (2) 及隸臣斬首為公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者
- (3) 工隸臣斬首及人為斬首以免者

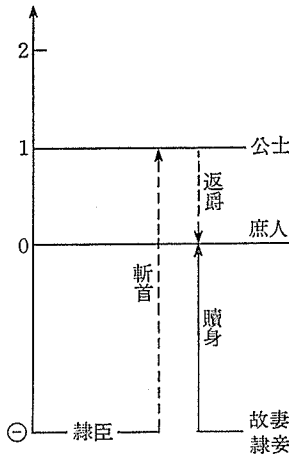
許之、免以為庶人。

皆令為工。

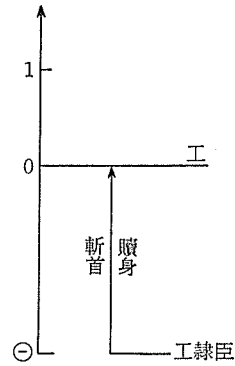
爵制と隸臣妾身分とが深くかかわっていることは、一見して明らかであろう。個々の規定について敢えて図式的に整理すると、次のようになる^⑤。



(1)



(2)



(3)

言うまでもなく上の図はあくまで概念図であり、「親父母為隸臣妾」や「隸臣」「故妻隸妾」などの間に存在した質的な差異は表わすべくもない。だが、隸臣妾が爵外身分であるとの先の推定は、上の如く考へればよく理解できるように思う。また、当時において戦争は軍功爵賜与の重要な機会であったが、功績者に対する褒賞と表裏の關係において、敗走者に対する奪爵もしくは爵制からの除外といった処罰も当然あり得たに違いない。先に引いた〈秦律雜抄〉(本文五頁)の一節は、おそらくそのことにかかわる。すなわち、第二章で「一般庶人から排除する」と仮りに解釈しておいた規定の真意は、敗走者も敵兵の投降者も同様に爵制秩序の外に排除することにあつた、と説明することができるのである。

以上縷言した如く、隸臣妾とは爵外身分として設定されたものである。そして、まさにかかる本質において隸臣妾は、もとより賜爵の対象とならない——爵制秩序から排除された——臣妾(奴婢)との共通性をもつことになる。^⑦ 鎌田氏の表現を借りるならば、彼等は「子孫に至るまで有爵者たり得ざる規定下にある臣妾と同列視されるわけである」。隸臣妾なる命名の由来も、かかる臣妾との類比にこそ求めることができると思われるのである。^⑧ むろん他の刑罰として、刑徒が爵制秩序外に排除されることに違いはない。だが隸臣妾刑の場合、それ自体

を目的として設置された点に意義を認めたいのである。このような推論が成り立つとするならば、隸臣妾刑の——とりも直さず隸臣妾身分の——出現には、次の二つの事項が必要条件であったということになる。つまり

① 爵制的身分秩序の形成。

② 民間における臣妾(私奴婢)の析出。

がそれである。時間的に②が①に先行することは言うまでもない。従って①の前提となる民を含み込んだ軍功爵制が整備される時期、すなわち商鞅以後のある時点に、隸臣妾刑の一応の成立期を置くことが可能であろう。要するに、それは言われるように古来より存在した身分では決してなく、他ならぬ戦国秦にして初めて生まれ得た法的身分なのである。

さて、以上のように《秦簡》の隸臣妾刑を爵制秩序から除外する身分刑と考えると、実は他の労役刑——とくに城旦刑——との関連において一つの矛盾が生じるのである。次の一条を見たい。

捕贖學、即端以劍及兵刃刺殺之、可(何)論。殺之、完爲城旦、傷之、耐爲隸臣。(贖罪を言い渡された者を捕えんとして、故意に劍あるいは兵刃でこれを刺したり殺したりしたならば、どう處断すべきか——これを殺したならば完して城旦と爲せ。傷つけたのであれば耐して隸臣と爲せ。)《法律答問》494, p. 204

もしここで城旦を有期の労役刑、隸臣を身分刑とするならば、殺害に有期刑、傷害に原則として無期の身分刑が対応することになり、殺害の方が罪が軽いことになってしまう。むしろ、必ずしも労役を前提としない隸臣刑に対し、一方は強制労働刑という違いはある。だが、この違いも併科せられる「耐」と「完」の差によって相殺されてしまうのである。隸臣妾刑を身分刑とみる考えを変えないならば、この矛盾を説明しうる方法は一つしかない。すなわち、城旦刑に刑期を認めないことである。それはまた、《秦簡》をめぐる論争点の一つでもあった。この問題は小論を終えるにあたって、どうしても触れておかざるを得ない。

労役刑に刑期を認める論者が等しく手掛りとするものは、次の三つの条文である。繁雑さを避けるため、しばらく原文

のみ掲げる。

(1) 褫子獄未斷而誣告人、其罪當刑爲隸臣、勿刑、行其耐、有(又)毆(擊)城且六歲。②可(何)謂當刑爲隸臣。有收當耐未斷、以當刑隸臣舉誣告人、是謂當刑隸臣。(〈法律答問〉478-479, p. 198)

(2) 褫子獄未斷而誣告人、其罪當刑鬼薪、勿刑、行其耐、有(又)毆(擊)城且六歲。可(何)謂當刑爲鬼薪。③當耐爲鬼薪未斷、以當刑隸臣及完城且誣告人、是謂當刑鬼薪。(〈法律答問〉481-482, p. 199)

(3) 當耐爲隸臣、以司寇誣人、可(何)論。當耐爲隸臣、有(又)毆(擊)城且六歲。(〈法律答問〉488, p. 202)

確かに三例とも「又た城且に撃ぐこと六歳」なる文言を共通にもっている。だが、これは城且刑の刑期が六歳であることを示すもののだろうか。

奇異に感ずるのは、例(1)(2)の場合、なぜ《秦簡》の通例に従って「耐爲城且」と記さないのか、ということである。これはあるいは、城且という主刑に耐を併科するのではなく、主刑はあくまで耐にあることを明示するための筆法ではあるまいか。右の例を除けば《秦簡》に耐刑を併科した城且刑が見出されないことも、こうした疑問を抱かせる一つの理由である。では「又撃城且六歳」とは何を意味するのか。もう一度右の三例を見ると、いずれも「誣」すなわち誣告罪に関する規定であることに気付く。それも既犯の者が他人を誣告した、言わば特殊ケースである。問題となっている一節も、かかる条文の性質と関連するのではないだろうか。こう考えて《秦簡》を検索すると、例(3)の前後にさらに四条の誣告罪に関する規定があることがわかる。

(4) 當耐司寇而以耐隸臣誣人、可(何)論。當耐爲隸臣。(〈法律答問〉487, p. 202)

(5) 當耐爲侯(候)舉誣人、可(何)論。當耐爲司寇。(同右)

(6) 完城且、以隸城且誣人、可(何)論。當隸……(〈法律答問〉489, p. 203)

(7) 當隸城且而以完城且誣人、可(何)論。當隸劓(劓)。(〈法律答問〉490, p. 203)

(4)(5)は同一箇上にあるが、二つの規定であるので分割した。また(6)の後半は誣告と無関係の条文と思われるので除外した。これに先の(1)~(3)を合わせて表にすると、左記のようになる。Aが本来の罪、Bが誣告、Cが最終的な処断である。(5)の誣告の罪名はおそらく「耐司寇」、また(6)(7)は共に城旦刑の範囲内での誣告であるため、最終的処断の「黥」「黥剕」の下にあるべき「城旦」が省略されたものと考えてよからう。

	A	B	C	規 準
(1)	耐	刑隸臣	行其耐、又繫城旦六歲	A + α
(2)	耐為鬼薪	刑隸臣・完城旦	行其耐(鬼薪)、又繫城旦六歲	A + α
(3)	耐為隸臣	司寇	耐為隸臣、又繫城旦六歲	A + α
(4)	耐司寇	耐隸臣	耐為隸臣	B
(5)	耐為侯	(耐司寇)	耐為司寇	B
(6)	完城旦	黥城旦	黥(城旦)	B
(7)	黥城旦	完城旦	黥・剕(城旦)	A + α

ここから誣告罪について、およそ次の如き法則を導き出すことができる。

- (イ) 自分より重い罪をもって相手を誣告したならば、重い誣告の方に従って処罰。つまり $A \wedge B \rightarrow C \parallel B$ (表の(4)(5)(6))
- (ロ) 自分より軽い罪をもって相手を誣告したならば、重い本来の方に従って、さらに + α。つまり $A \wedge B \rightarrow C \parallel A + \alpha$ (表の(3)(7))

(ハ) 葆子の場合には肉刑を避け、軽重にかかわらず本来の方に従って、さらに + α。つまり常に $C \parallel A + \alpha$ (表の(1)(2))。説明は必要あるまい。要するに「又繫城旦六歲」とは例(7)の「剕」と同様、プラスαの言わば罰労働であり、正式な刑罰としての城旦刑とは厳密に区別されるべきものである。それゆえ、たとえ「六歲」とあったとしても、これをもって城旦刑の刑期と見なすことは早計と言わなければならぬ。また、例(6)(7)に「城旦」の語が省略されているとの推定が正

しいとしたら、そこに期間が明記されていないこと自体、正式な刑罰としての城旦刑に刑期がなかったことの表われなのではないだろうか。いずれにせよ「六歳」なる期限は、誣告罪であればこそ設けられた規定であり、これを一般化するとはできないのである。試みに例(1)(3)を解釈するならば、次のようになろう。

(1) 葆子が、「自らの」裁判が未決であるのに他人を誣告し、その罪が刑して隸臣と爲すのに相當するとしても、刑してはならぬ。その耐罪によって處断して、さらに城旦に六年間拘禁〔して働か〕せよ。●何を「刑して隸臣と爲すのに相當する」と謂うのか——耐に相當する罪で捕えられ判決が未だ下らぬのに、刑隸臣に相當する罪で他人を誣告すること、これを「刑隸臣に相當する」と謂う。

(3) 「耐して隸臣と爲す」に相當する罪を犯した者が、「司寇」に相當する罪で他人を誣告したならば、この者はどう處断すべきか——「より重いほうに従つて」耐して隸臣と爲し、さらに城旦に六年間拘束〔して働か〕せよ。

むろん《秦簡》の記述の中に、労役刑が無期であるとの直接的証拠を見出すことはできない。だが、労役刑にとって最も重要な事項であるはずの服役期間の規定が全く見られないことは、決して偶然ではないと思うのである。労役刑有期説のほとんど唯一の論拠が右の如く成り立ち難いとするならば、城旦刑のみならず《秦簡》の労役刑には刑期がなかったと考えるのが、最も自然なのではあるまいか。そしてそれは、秦国(戦国・統一期を含めて)一般に普遍化する特徴であろう。この点において私は、夙に刑徒無期を主張された高恒氏の見解に、基本的に賛成したいと思う。また、前章において一つの仮説として、労役刑が没官者の労働を搾取することから生まれたと述べ、その一例として胥靡の終身身分たることを論じたのであるが、秦の労役刑も同様に没官者の臍帯を残した刑罰であると評価することができよう。労役刑に刑期が設定されるのは続く漢代を俟たねばならず、そこにこそ文帝の刑法改正の意義は求められるのである。^{①②}

① 蘇田一九四三。なお、禁錮刑に対して注意を促して下さったのは富谷至氏である。特に記して、謝意を表したい。

② 禁錮が最長三世までであること(蘇田一九四三による)は、商人と

の類比において極めて興味深い。かの七科誼(漢書)卷6武帝紀注引張晏曰)の市籍あるものは勿論、《秦簡》においても「假門逆旅・贅婿後父」は「三世之後」はじめて仕官できると規定されているからで

ある(『為吏之道』694-699, pp. 292-293)。

④ 漢代における狹義の「庶人」とは、戸籍に登録され現実には郡県の機構を通じて支配の対象となる者を指す(片倉一九六八による)。この定義は、おそらく『秦簡』の庶人にも該当すると思われる。

⑤ 片倉一九六八。

⑥ 図(1)では贖者の爵位を仮りに上造とした。言うまでもなく「爵二級」とは「二級ふん」の意であり、第二級爵以上であれば条件を満たしているわけである。また、「工」は「庶人」と同様、爵位ゼロと考えた。古代中国において工人の占める社会的地位は、医・商賈と共に賤民的身分に置かれ、賜爵の対象にはならなかったと一般に説かれているが(西嶋一九六一、第二章第三節)、こと秦簡に関する限り、そうは言えないように思う。なぜなら、秦の器物刻辭には

四年、相邦穆序之造、樓陽工上造間、吾。(『四年相邦穆序戈』三代二〇・二六一七)

廿一年、寺工獻、工上造但。(『廿一年卮』文物一九六一一)

の如く上造の爵位をもつ「工」が現われているからである。

⑦ 例えは図(1)と(2)を見比べると、「故妻隸妻」の贖身規定はやや緩やかなように見える。

⑧ 隸臣妾の「隸」の字義については、

可(何)謂耐卜隸、耐史隸。卜・史當耐者皆耐以爲卜・史隸。●後更其律如它。(『法律答問』564, p. 284)

と、例や、府隸(『金布律』161-163, pp. 67-68)・宮隸(『法律答問』568, p. 283)などの語から考えて、人身的隸屬者というほどのものであろうと思う。隸臣妾の本質は身分刑であっても、多くの場合、必要

に応じて官府の労役に徴発されるからである。

⑨ 『史記』卷68商君列伝に

明尊卑爵秩等級、各以差次、名田宅臣妾衣服、以家次。と見えているからである。

⑩ ちなみに、隸臣が現われる器物刻銘の最も早い例は「卅年、上郡守

趙之造、圖工市鞮、丞秦、[隸臣]庚」とある(『卅年上郡守戈』である(李一九五七))。「卅年」とは言うまでもなく昭襄王四十年(前二六七)に比定される。

⑪ 例えは黄一九八〇、高敏一九八一。

⑫ この条文には錯互があり、注釈本の指示に従って訂正した。

⑬ 葆子に対して刑罰が緩和されることについては、張一九八〇参照。

⑭ 「罰」には妾に対する懲罰の例(第二章註⑩)を除けば、他に一例

害盜別微而盜、鴛(加)臯之。●可(何)謂鴛(加)臯。●五人盜臧(贓)一錢以上、斬左止、有(又)臧以爲城旦。不盈五人、盜過六百六十錢、臧別(罰)以爲城旦。不盈六百六十到二百廿錢、臧爲城旦。不盈二百廿以下到一錢、惡(遷)之。求盜比此。(『法律答問』371-372, p. 150)

という条文があり、やはり「隸」と併用されている。おそらくは罪が

臧刑を超える場合の措置であり、単独に用いられる刑罰ではなかったのであろう。

⑮ 高恒一九七七。

⑯ 文帝の刑法改正の意義については、富谷未刊稿が詳しく扱われる予定である。ここではただ、本文の推定を補強する意味で、『漢書』卷

49爰盎龍錯伝にみえる龍錯の対策の一節に注意を促しておきたい。

今陛下配天象地、覆露萬民、絕秦之迹、除其亂法、……肉刑不用、舉人亡節、非謗不治、鑄錢者除、通關去糞、不娶諸侯、賓禮長老、愛卹孤寡、舉人有期、後宮出嫁、尊賜孝悌、農民不租、明詔軍師、愛士

大夫、求進方正、廢退姦邪、除去陰刑、害民者誅、憂勞百姓、列侯就
都、親耕節用、視民不奢。

傍点部の注釈は次の通りである。

張晏曰、早決之也。晉灼曰、刑法志云、罪人各人懸重不亡逃、有年
而免。滿其年、免爲庶人也。師古曰、晉說是也。

六 おわりに

これまでの考察を時代を追ってまとめてみよう。

まず、西周後期金文に見える「臣妾」とは、独立した一個の身分呼称である。それは「僕」「駮」「百工」などと同様、身柄を拘束された隷属者であったが、特定の職役従事を前提とせず、掌握のされ方も異なるなどの点において後者と性質を異にし、おそらく来源的な違いがあったことを推定させる。そして、かかる二系統の隷属者は、基本的に春秋期にも受け継がれたと思われる。春秋期の隷属者にもまた、「臣妾」と呼ばれるものと「阜隸」「僕圉」などと呼ばれるものが認められるのである。そしてそのいずれもが、犯罪による没官者や庶人の下位に位置する至賤者ではなかった。

だが、戦国期に入ると情況は一変する。公権力による刑罰権が庶人にまで及ぶことによって犯罪没官が一般化し、それはやがて労役刑を生み出すに至る。また一方では、経済的發展に伴い直接生産者の間に階級分化が生じ、それ自体ひとつの生産手段として他者の経営内へ取込まれた階級没落者が析出される。戦国期に「臣妾」と呼ばれたものは、かかる社会の至賤者であり、呼称を同じくするものの、実体において春秋以前と大きく断絶するものであった。

こうした戦国期の隷属者たる「臣妾」を国家身分として位置づけたものが、《秦簡》に頻出する臣妾・奴妾である。そしてそれは、後の「賤」身分の先蹤として評価しうる身分であった。また反面、秦国において整備された爵制的秩序は、もとより社会に存在した右の如き諸身分をその秩序の外に排除したが、他方、犯罪者や敗走者に対する爵制秩序外への追

「秦の迹を絶ち、其の乱法を除」いた一環として「羣人期有り」と称されている点に注目したい。「其の年を満たさば、免じて庶人と爲す」如き労役刑が秦に存せずして初めて、鼂錯の言葉も重きをもってると言えよう。

放刑をも設定したものとと思われる。かくして設定された爵外身分、それが《秦簡》の隸臣妾であり、元來賜爵の対象たり得ぬ臣妾と同等視される身分であった。

従って、隸臣妾刑とは身分刑・名譽刑の一種であり、そこに刑期というものは本来ない。のみならず、《秦簡》においては勞役刑すべてにわたって刑期の存在を認めることができず、それゆえ刑徒は終身隸屬身分に置かれ、戦功等によって贖身し得ぬ限り、庶人に復することはなかった。この点に秦の刑徒の、漢代と異なる特徴を見出すことができるのである。

以上、推論を積み重ねる形ではあったが、《秦簡》に現われる隸屬身分の歴史的位づけけに関して一つの試案を提出してみた。むろん、ここに至って問題はさらに發展する。例えば、本質的に異なつた系列に属する隸臣妾刑と勞役刑とが、漢の文帝期になぜ一つの刑罰体系に整備されることになつたのか。また、武帝期を境として隸臣妾刑が行なわれなくなつた理由は何に求められるのかなど、法制史上の重要な問題が小論の延長上には存在するのである。むろん一部は既に先学によって論じられてはいるが、^①《秦簡》の研究をふまえて再び検討してみる価値は充分にあると思われる。そしてその解明は、秦・漢両国家の継承と断絶——すなわち「漢承秦制」の意味するもの——といった、より大きな中国古代史上の課題へと結びついてゆくのである。

① 例えは隸臣妾刑の消滅する理由として、浜口重国氏は、同じ三年期の鬼薪・白粲刑に一本化されたのであらうと述べ(浜口一九三六)、

ルスウェ氏は、その携わるべき職掌の減少と共に行なわれなくなったのであらうと推定して(Howse 1955, p. 130)。

引用文献目録(初掲誌名は省略した)

伊藤道治一九七六「盜竊銘考」『神戸大学文学部紀要』第六号
宇都木章一九七九「與人考」『三上次男博士頌寿記念東洋史考』

『古学論集』朋友書店

貝塚茂樹一九三三「金文に見えたる錫臣の記事に就て」『貝塚茂樹著作集』第二卷、中央公論社、一九七七刊所収
片倉稜一九六八「漢代の土伍」『東方学』第三六輯
鎌田重雄一九四三「漢代の禁錮」『秦漢政治制度の研究』日本

學術振興会、一九六二刊所収

宮長為・宋敏一九八二『隸臣妾』是秦的官奴婢』『中国史研究』

一九八二—一

吳榮曾一九八〇「胥靡試探」『中国史研究』一九八〇—三

高恒一九七七「秦律中『隸臣妾』問題的探討」『文物』一九七

七一七

高敏一九八一『雲夢秦簡初探』（增訂本）河南人民出版社

黃展岳一九八〇「雲夢秦律簡論」『考古學報』一九八〇—一

商承祚一九三四「說文中之古文攷」『金陵學報』第四卷第二期

白川靜一九八〇「西周史略」『金文通積』卷六、白鶴美術館

張政烺一九八〇「秦律『葆子』積義」『文史』第九輯

富谷至一九八三「秦漢の勞役刑」『東方學報』（京都）第五

冊（未刊）

西嶋定生一九六一『中国古代帝国の形成と構造—二十等爵制の

研究—』東京大学出版会

馬叙倫一九三〇『莊子義証』上海商務印書館

浜口重國一九三六「漢代に於ける強制勞働刑その他」『秦漢隋

唐史の研究』上卷、東京大学出版会、一九六六刊所収

宮崎市定一九六五「東洋的古代」『アシア史論考』中卷、朝日

新聞社、一九七六刊所収

榊山明一九八〇「法家以前—春秋期における刑と秩序—」『東

洋史研究』第三九卷第二号

楊寬一九六八『古史新探』中華書局

——一九八〇『戰國史』（新版）上海人民出版社

楊樹達一九五五『積微居小学金石論叢』科学出版社

李学勤一九五七「戰国時代の秦國銅器」『文物參攷資料』一九

五七一—八

劉海年一九八一「秦律刑罰考析」『雲夢秦簡研究』中華書局、

一九八一刊所収

梁啟超一九二五「中國奴隸制度」『清華學報』第二卷第二期

林劍鳴一九八〇「『隸臣妾』辨」『中国史研究』一九八〇—二

勞幹一九三五「漢代奴隸制度輯略」『勞幹學術論文集』上卷、

芸文印書館、一九七六刊所収

Barnard, N., 1973, *The Chi'u Manuscript: translation and*

commentary, Canberra.

Hulsewé, A. F. P., 1955, *Remnants of Han Law*, Vol. I,

Leiden.

——, 1978, The Chi'in Documents discovered in Hupai in

1975, *T'oung Pao*, Vol. LXIV, 4-5.

Pulleyblank, E. G., 1958, The Origin and Nature of Chattel

Slavery in China, *Journal of the Economic and Social*

History of the Orient, Vol. I, 2.

（京都大学文学部研修員）

The Subordinate Status in *Qin* 秦 and Its Origin

by

Akira Momiyama

The *li chen-qie* 隸臣妾 in the *Shuihudi Qinmu zhujian* 睡虎地秦墓竹簡 (the Qin-dynasty bamboo slips unearthed at Shuihudi, Yunmeng) means neither the *guan-nubi* 官奴婢 (state-owned slave) which has been generally identified with it, nor the mere punitive labor. It was the legal status instituted in *Qin* and it presupposed the *si-nubi* 私奴婢 (private-owned slave), or the *chen-qie*, 臣妾, that emerged through the social stratification in *Zhanguo* 戰國 Period. To be more concrete, the *li chen-qie* punishment was effective to exclude the accused from the aristocratic rank like the case of the *chen-qie* punishment. So it belongs to the category of punishment on status or honor, and we cannot find it before the *Zhanguo* Period. It was a life sentence as a rule, and was a characteristic punishment in *Qin* as well as the punitive labor whose term was indefinite.

The Production and Circulation of the *Hedong* 河東 Pool Salt and the *Hedong* Government Salt Agency in the *Tang* 唐 Period

by

Tatsuhiko Seo

It is well known that the *Hedong* salt pool in the south-west of *Shanxi* 山西 province in China, which yielded abundantly and had the great consuming areas nearby, played an important part in the popular life and for the government finance. But we have hardly known about the *Hedong* salt pool in the *Tang* period, when the techniques and the conditions of salt production were prepared and the salt monopolism was formed. So in this article, I dealt with the process of salt